

第2回滋賀県・市町調整会議 次第

日時：平成20年(2008年)7月18日(金)
10時から

場所：県庁東館7階大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 振興局・県事務所のあり方について

(2) その他

- ・ 「ふるさと納税制度」の推進について
- ・ 福祉医療制度検討会の状況について

3 閉 会

[配付資料]

- ・ 出席者名簿
- ・ 配席図
- ・ 資料1(議案)：総合地方機関についての意見のまとめ(案)
- ・ 資料1参考：第1回滋賀県・市町調整会議意見交換概要
- ・ 資料1参考：総合地方機関(振興局等)の見直しスキーム
- ・ 資料2：「ふるさと納税制度」の推進について
- ・ 資料3：福祉医療制度検討会の状況について

第2回滋賀県・市町調整会議 出席者名簿

平成20年7月18日(金) 10時から
県庁東館7階大会議室

【副市町長】

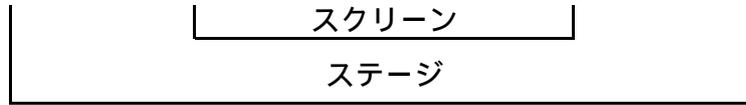
大津市	副市長	佐藤賢
彦根市	副市長	松田一義
長浜市	副市長	加藤誠一
近江八幡市	副市長	正木仙治郎
草津市	副市長	山岡晶子
守山市	副市長	松村茂
栗東市	副市長	中村洋三
甲賀市	副市長	
野洲市	副市長	川尻良治
湖南市	副市長	中津勇
高島市	副市長	山内敬
東近江市	副市長	久田元一郎
米原市	副市長	西田弘
安土町	副町長	中井清
日野町	副町長	藤澤政男
竜王町	副町長	勝見久男
愛荘町	副町長	宇野一雄
豊郷町	副町長	
甲良町	副町長	
多賀町	副町長	
虎姫町	副町長	宮部幹夫
湖北町	副町長	八木健精
高月町	副町長	田中久二
木之本町	副町長	山表雄二
余呉町	副町長	伊吹惠鐘
西浅井町	副町長	拾井泰彦

【出席者】

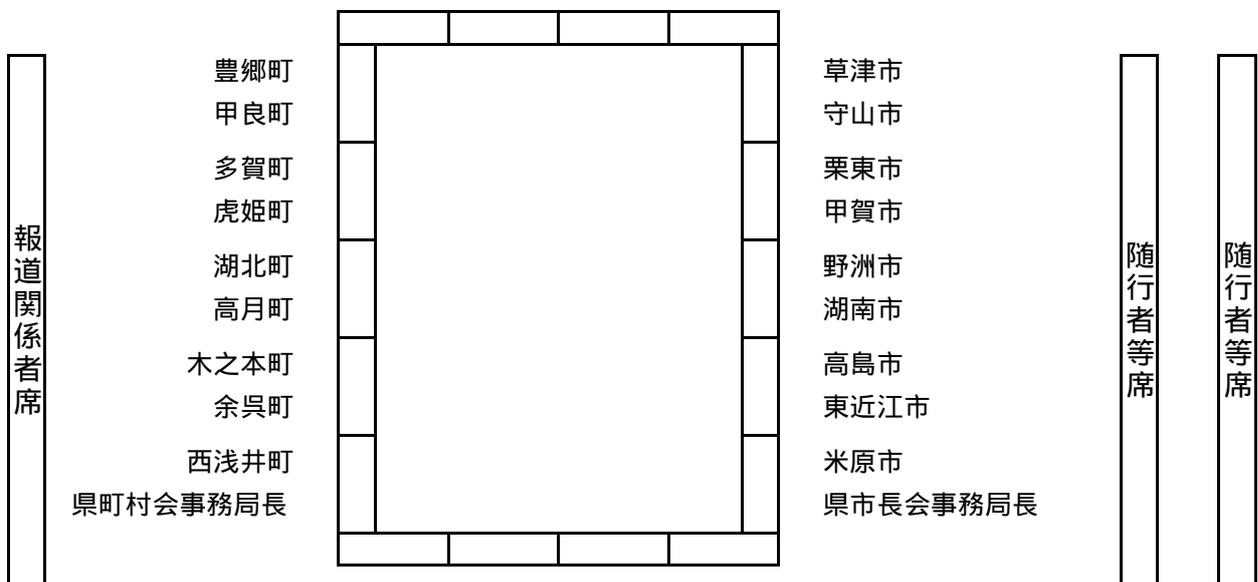
副市長	佐藤賢
副市長	松田一義
副市長	加藤誠一
副市長	正木仙治郎
副市長	山岡晶子
総務部次長	川那辺守雄
副市長	中村洋三
総務部長	村山富一
副市長	川尻良治
副市長	中津勇
副市長	山内敬
副市長	久田元一郎
政策推進部長	千代博
副町長	中井清
副町長	藤澤政男
副町長	勝見久男
副町長	宇野一雄
(欠席)	
広域行政主監	宮崎与志男
企画課長	菅森金治郎
会計管理者	千種利明
副町長	八木健精
副町長	田中久二
副町長	山表雄二
副町長	伊吹惠鐘
副町長	拾井泰彦
副知事	澤田史朗
副知事	田口宇一郎
県総務部長	川口逸司
県管理監(企画担当)	北川正雄
県総務部次長	笠松拓史
県総務部経営企画監	西嶋栄治
県健康福祉部次長	深尾善通

第2回滋賀県・市町調整会議 配席図

日時：平成20年7月18日(金)
10時から
場所：県庁東館7階大会議室



近江八幡市
長浜市
彦根市
大津市
安土町
日野町
竜王町
愛荘町



議題関係部課長
議題関係部課長
総務部経営企画監
田口副知事
澤田副知事
総務部長
総務部長
自治振興課長

(一般傍聴席)

総合地方機関についての意見のまとめ
(案)

平成20年(2008年)7月
滋賀県・市町調整会議

目 次

1	総合地方機関の現状と課題について	
	県・市町の役割分担	1
	本庁・振興局等の役割の明確化	1
	振興局等の専門知識の活用	1
	振興局等の組織、機能	1
2	現在の総合地方機関に対する評価について	
(1)	地域経営機能について	2
(2)	総合調整機能について	3
(3)	市町への支援機能について	3
(4)	危機管理機能について	4
(5)	サービス提供機能について	4
	税務行政	5
	健康福祉行政	5
	環境行政	5
	農業行政	5
	土木行政	5
3	県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいことについて	
	振興局等の役割、県庁との役割分担	6
	県の専門性の活用	6
	小規模町や本庁との距離への配慮	6
	見直しにあたっての要望	6
4	その他意見	7
資料1	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>とりまとめ	9
資料2	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【市町別】	17
資料3	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】	25
	総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>様式	29
	振興局・県事務所についての県市町意見交換会開催経過	31

1 総合地方機関の現状と課題について

県・市町の役割分担

県道は県、市町道は市町と、道路管理の面で県と市町の役割は一定、分担されているものの、総体として本庁・振興局等を合わせた県と市町の間で、そもそも役割分担が明確でないところがあり、重複・類似する施策・事務事業がある。県と市町の役割を明確にするとともに、県と市町の協働体制を確立することが必要である。

なお、県と市町の役割分担について、度が過ぎると無責任になる。県と市町で重複する部分を残し、重複する部分については、専門性を持つ県と現場をよく知っている市町がパートナーとして補完し合うことも検討されるべきとの意見もある。

本庁・振興局等の役割の明確化

県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応することを目指し、「ミニ県庁」として振興局等が設置されているが、実態は制度的・予算的にもミニ県庁とは言えないのではないかと。

振興局等の権限が弱いと、サービス提供や危機管理などの部門を除き必要性は少なく、特に総務的部門は県庁の出先的な機能しかなく必要性は少ないのではないかと。

振興局等に言えば本庁の仕事だと言われ、本庁に言えば振興局等の仕事だと言われたり、振興局等ではなかなか結論が出せないことが多い。本庁と振興局等の役割分担やどのように連携をとり合っているのかが分かりにくい。各地域において振興局等が主体的に事務を行うためには、本庁と振興局等の役割を明確にするとともに、本庁から振興局等への実質的な権限移譲、事務委任を進めるべきである。

振興局等の専門知識の活用

振興局等では専門的な見地から、現場において市町に助言等が行われている。県職員の専門性を評価するところであり、振興局等における県職員の専門性の活かし方、人的活用を考えるべき。

なお、県が高度な専門性を持つとの認識から、町を中心にいくつかの市町では振興局等の存在は大きいとの思いがある。

振興局等の組織、機能

振興局等では、複数の部課が一箇所に集まっていることから、分かりやすく、便利であるが、一部において、振興局等や振興局等の課の事務分掌が県民には分かりにくいところがある。

一方で、振興局等は、県民にとって県行政を身近に感じるところであり、気軽に相談できる機関である。地域の実情をよく理解したうえで専門性を活かした助言をいただいている。

振興局等では、県土発展や県民サービスの観点から圏域内の均衡を保持する役割を果たしている。一方で、市町の振興発展の観点からは、県の広域的、専門的な広域自治体としてのリーダーシップの発揮が期待されるが、地域の特性への対応が図られて

おらず、振興局等のビジョンが見えてこない状況である。

なお、総合地方機関の現状と課題を市町別に分けて整理すると、市の意見としては、広域的な課題に対する調整など総合地方機関としてのリーダーシップに着目する意見が多く、現在の総合地方機関の役割を評価し、見直しに反映すべきとされている。一方、町の意見としては、行政の執行面からの課題に対する助言など補完機能に着目する意見が多く、住民にとっての総合地方機関の役割を整理すべきとされている。

また、地域別に整理すると、総合調整機能を有する南部振興局や湖東地域振興局の管内では本庁と振興局等との二重行政、役割分担が不明確、権限移譲が中途半端など本庁と振興局等の関係に着目する意見が多い。高島県事務所の管内では圏域振興に着目する意見、甲賀県事務所や東近江・湖北地域振興局の管内では、県（県職員）の専門性に着目する意見が多かった。

2 現在の総合地方機関に対する評価について

(1) 地域経営機能について

振興局等に対しては、圏域内の総合的な地域経営体として、圏域における地域振興を強く期待するが、振興局等における圏域ごとの地域振興ビジョンがないため、地域の特性を活かすような地域振興や、市町や県民の立場に立っての県市町が一体となった地域振興は、一部の事例で見られるものの全体として十分行われているとは言い難い。

管内のビジョンや方向性等を示し、地域全体を捉えた活性化策を展開するとともに地域経営におけるリーダーシップを発揮することが求められる。

圏域振興には、県域の実情を把握し、圏域ごとの県政推進の役割を担う振興局等と市町との連携・調整が重要である。振興局等は本庁との間を取り持つところでもあり、市町に対する広域的、専門的な視点での支援や、情報提供、市町と県との調整連携等、圏域の調整を期待する。

なお、地域振興や地域経営は市が主体的に行い、振興局等は市町の計画を把握し、取りまとめることに加え、それをもとに地域全体を捉えた活性化策を行うことが必要との意見がある一方で、県内一律に圏域ごとの振興局等による地域経営の必要性には疑義を持ちつつも、地域の実情に応じた重点的な地域経営も考えられるべきとの意見もあった。

市町別に整理すると、あまり大差はないが、地域別に整理すると南部振興局の管内、東近江・湖東地域振興局の管内では広域的な観点から振興局等のリーダーシップが必要との意見が多くなり、高島県事務所管内では県の地方機関による重点的な地域経営を必要とする意見、湖北地域振興局の管内では圏域を越えた市町間の調整も必要との意見が多い。また、地域によっては、行政組合が地域経営の調整機能を果たしている

現状から、行政組合に対する県職員の派遣など、行政組合の機能強化が必要との意見もあった。

(2) 総合調整機能について

本庁の複数課にまたがる事務について、振興局等なら一箇所で助言してもらえという側面があるが、本庁の縦割行政がそのまま地方機関にあり、複数の部課にまたがる事務の調整機能が働いているか疑問もある。

振興局等における総合調整機能はほとんど機能していないので振興局等の必要性は低いとする意見や、各セクションの業務が専門化しているので、振興局等に調整機能まで期待するのは無理とする意見もあった。

また、市町優先の原則や補完性の原理から、例えば、ニート対策・引きこもりなど市町の個別の課題に対し、振興局等に広域的な観点での補完性は感じられないとの意見もあった。

県の整理では、総合調整機能を部局横断的、機動的な対応を行うための調整機能としているが、市町から振興局等を見るとき、振興局等としての圏域内市町間の総合的な調整という側面がある。

市町別に整理すると、市の意見の中には、管内市町間の調整機能があるとは言い難いとする意見があるのに対し、町の意見としては、同機能により各市町間のプラスになっている部分が多くあるなど、肯定的な意見が多い。また、市の意見の中には、隣接県との交流促進、調整の必要があるとの意見もあった。

振興局等が総合調整機能として、部局横断の調整や市町間の調整といった機能を発揮するためには、それにふさわしい体制、本庁からの実質的な権限移譲が必要である。

なお、振興局等が総合調整機能を担わない場合には、市町間の総合的な調整は本庁で一括対応することとし、その窓口を明確にすべきであるとの意見もあった。

地域別に整理すると、全体的に大差はないものの、高島県事務所や湖北地域振興局の管内では、振興局等による積極的な総合調整機能の発揮を期待する意見が多い。

(3) 市町への支援機能について

合併等により、総体として市町の健全な行財政システムの構築能力や政策立案能力が向上していることから、市町への支援に対する期待は低下してきている。

そうした中であって、相談には親切に対応してもらっているが、市町における政策立案の補完・助言や市町合併推進支援における予算面での配慮がないと感じられる。

市町への支援というより、本来、振興局で行うべき事務を市町へ押しつけているのではないかと感じることもある。また、財政部門における振興局等の役割が見えにくい。

基礎自治体としての体制が整っていない市町に対する専門性や体制整備への支援が

必要である。市町への支援としては、市町合併など一定の分野での支援、地域の実情に合わせた細やかな助言、情報提供や政策への助言等が必要である。また、権限移譲が進む一方で、集中改革プラン等の実施により職員定数の削減に取り組んでいる実態から、専門性の高い分野での県職員の派遣、人事交流などの支援も考えられる。

国から市町に対して直接、照会される事業も増えていることから、県の支援のあり方を再構築する必要があるという意見もあった。

市町別に整理すると、市町ともに県職員の派遣など人的支援の必要性に触れられている。市では専門的分野における専門職員育成の観点から、町では専門職員を即戦力とする観点から、それぞれ人的支援に対する意見が多い。

地域別には、特に大きな差は見られない。

(4) 危機管理機能について

災害への警戒・災害発生時における振興局等と市町の連携体制が有効に機能しているのか、夜間や休日の緊急対応が徹底しているのか疑問がある。

災害等の発生時には、広域的な連携とその統制が必要であり、振興局等の対応、指揮の仕方を明確にする必要がある。

また、情報収集機能と機動性や素早い対応が求められるため、本庁対応では遅くなる。そのため危機管理は、現地に近いところで担うべきものであるが、現状でも十分とは言いがたい。

なお、情報システムが整えられているので、振興局等が危機管理機能をもつ必要はないという意見もあった。

災害発生時など非常時の迅速な現場対応や平常時の状況確認には、身近な振興局等の役割が重要であり、地域の事情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が必要である。

また、被害が広範囲に及ぶ場合、本庁、市町間、あるいは医師会などの広域的団体・組織との連絡調整などの機能が振興局等に求められるとともに、県が管理する道路や河川への対応のために現場に近い振興局等があるべきで、保健所や建設管理部等の充実・強化を図る必要がある。

市町別、地域別には、意見に大差はなかった。

(5) サービス提供機能について

住民は振興局等の機能より、県民サービスに関心がある。振興局等で行われるサービスの低下は避けるということが基本である。

税務・健康福祉・環境・森林・農業・土木行政など専門性が求められる行政分野においては、現状の維持が大切であると考えられる。

県と市町の役割の整理、市町への権限移譲が単に県の地方機関の肩代わりを求める

ものならば、県と市町の信頼関係を損なう、振興局で最終的な判断がされないものは、振興局業務から省いても良い、身近なところに県の機関が必要、地域振興機能や福祉機能（精神の関連は除く）の縮小は市としてそう大きく影響はないなど、各市町の実情に応じて、様々な意見がある。

税務行政

県職員の専門性は高く、実際に徴税事務では市町に駐在して取り組んでもらっている。多くの住民に直結する不動産取得税、自動車税等のサービス低下は避けるべきであり、県民に密着した業務・サービスの提供の部分に関しては存続を図るべきである。

健康福祉行政

市町では、保健・福祉の専門職員の確保が難しく、保健所等の支援や連携によりサービスを提供している。特に、保健所機能は専門性が高く、振興局等の保健所における広域調整機能、精神障害者緊急対応、難病主管部所としてや複雑困難なケースの市町支援等において必要な機能である。

また、障害福祉は、圏域事業としての取組に依存しており、振興局が廃止されると、サービス提供ができなくなることや広域調整が市町に転嫁されることを危惧するという意見や、振興局等と市町がそれぞれ福祉事務所を有しており、住民からは福祉の分野で振興局が何を担っているのか見えにくいところがあるとの意見もあった。

環境行政

環境行政では市町と役割分担が明確であることから、市民への対応がスムーズに行えているが、水質汚濁および土壌汚染に関して公害が発生した場合、監督権限は県にあり、現地に最も近いところで迅速な対応が図られるようにすべきである。

化学に関する専門知識を持った専門職員による指導、有害鳥獣対策における専門的、技術的な県の支援が必要との意見もあった。

農業行政

農業技術の普及で専門的職員による現場指導、特に専門職員の派遣を評価している。農産物生産向上のため、県民にとって身近な位置にある、地方機関による県の技術指導や支援は欠かすことができないものとなっている。

土木行政

県直轄事業における県の専門性を活かした取組をはじめ、土木行政の許認可事務、市町との連携、調整、専門的な助言など県職員の専門性を評価する。また、民間開発工事完了検査においては立会いの協力をいただいている。

なお、都市計画法開発許可等に関する権限は平成21年度より市に移行となるが、建築主事を置いていないので、建築行政としては現場事務所としての建設管理部の必要性が高いとの意見や、許認可業務、県道の維持、雪寒対策について連携の充実が必要、

開発事務の権限移譲に備え事務体制を整備中であるが、特定行政庁に関しては県に事務が残り、本庁対応となると市民サービス、利便性の低下は大きいとの意見もあった。

3 県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいことについて

振興局等の役割、県庁との役割分担

総合地方機関の見直しを行う際には、県と市町の新たな役割分担を十分議論したうえで、振興局等の役割を整理して検討すべきである。県庁・振興局・市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化の視点から検討を進めることを期待する。一方で、振興局等は、連絡・窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよいとする意見もあった。

県庁と振興局等の責任のありかや役割分担が曖昧であり、分かりやすくすることが求められる。その際には、県庁から振興局等に権限移譲、事務の委任を進め、身近な振興局等で行政手続等が済むようにしてほしい。

県の専門性の活用

総合地方機関の見直しの方向は、各圏域において県が有する専門性が低下することにならないようにすべきである。県職員の専門的なサポートと組織としての調整機能が発揮される体制を考えるとともに、問題発生時において即時に対応が可能となる人員確保、指導体制の確立を考えてほしい。

なお、県の専門性の活用の観点から、事業分野の組織、体制は存続し、事務的分野については合理化が必要との意見や、各行政分野ごとに単独の事務所化を図るべきとの意見もあった。

小規模町や本庁との距離への配慮

総合地方機関の見直しにあたっては、小規模町への配慮や本庁との距離を考慮すべきである。市に対して、行財政規模が小さい町にとっては、現在の振興局等が行う圏域振興や圏域における調整機能は欠かすことができないものとなっている。同様に、本庁からの距離にも配慮されるべきである。

見直しにあたっての要望

今回の見直しにあたっては、まず現在の振興局・県事務所の役割を評価し、そのうえで議論を進めることが必要である。見直しの視点の一つとして、住民にとっての振興局等の役割を整理する必要があると考える。

見直しに対しては、県全域にわたる一律的な見直しではなく、地域事情や地域特性を把握し、地域における将来の方向性や県全体として均衡ある発展につながるような見直しを期待する。

さらに、総合地方機関の見直しの中、あるいは見直しを踏まえて、市町へ事務の権

限移譲が検討される場合には、県職員の支援や市町への派遣だけではすでに困難な状況にあり、人的、財政的支援が必要である。振興局等の廃止を検討する場合には、安直に市町に事務移管することがないように願います。

こうした考えの下、現場を管理する行政分野や非常時の対応、県民が訪れる窓口機関は、県として現場に近いところで対応を図るべきこと、振興局等の機能を強化し、圏域内の各市町間を総合調整できる組織とすること、市町と国の関係が変化するなか、市町の区域を越えた広いエリアを視点とした施策展開や、情報発信機能や県全体の広域調整機能を強化すべきなどの意見があった。

また、地域間の格差是正の観点から平成17年4月以前の状態に戻すべく、地域振興局の設置を望む意見や道州制を視野に入れ、県庁機能の分散、分庁方式化を検討すべきとの意見もあった。

この他、合併をしていないところと、したところで行政運営に差を付けないこと、誰でも分かる組織とすること、差別事件等が発生した場合、本庁に集約された場合でもこれまでどおりの体制、協力をすること、(仮称)高島行政センターの整備構想に係る検討をお願いするとの意見もあった。

4 その他意見

今回、総合地方機関の見直しに際し、県は市町から振興局等の現状・課題、その評価、要望事項等について意見聴取が行われているが、振興局等の現状や課題については、県において評価、検証し、各市町の意見や要望を十分に踏まえて、見直し案を示してほしい。

さらに、市町の意見を聴くだけに終わらないようにするとともに、見直しの目的を明確にし、今後の県、市町の役割分担や行政の方向性なども含めて住民に説明することが必要である。

市 町 意 見

県・市町の役割分担の明確化

県と市町の役割分担が明確でなく、重複・類似がある。役割分担を再構築し、県と市町の協働体制を確立する。

本庁・振興局等の役割分担の明確化

制度的・予算的にミニ二県庁とは言えない。本庁と県事務所との連携、役割分担が、分かりにくい。本庁との見解の相違が見られ、地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。本庁によって本庁と振興局で事務処理体制が異なるので、県として統一すべきである。地域振興局独自の権限が弱いため、サービス提供や危機管理などの部門を除き必要性は少ない。特に総務部門は県庁の出先的な機能しがなく必要性は少ない。

振興局の専門知識の活用

高度な専門性を持っており、市に指導・助言をしている。専門的な見地から適切な指導・助言など、振興局の存在は大きい。

組織・体制

複数の部署が一箇所に集まっているので、分かりやすく便利。

機能・役割

市町の振興発展について、広域的、専門的な立場からリーダーシップの発揮が求められている。地域特性への対応が図られておらず、振興局のビジョンが見えてこない。

県土発展や県民サービスの均衡を保持することに役割を果たしている。

圏域振興には、圏域ごとの県政推進の役割を担う振興局と市町との連携が重要。

市町と県との調整連携等、圏域の調整をしてほしい。

本庁の縦割りがそのまま地方機関に持ち込まれており、総合調整が十分機能していない。

住民が身近に感じる県行政であり、本庁との間を取り持つところとして必要である（配置も現状どおりが適当）。

振興局の専門性が発揮できる体制、人事異動がなされているのか疑問。

気軽に相談でき、地域の実情をよく知ったうえで専門的な助言を得ている。

振興局・県事務所機能が失われると圏域という概念がなくなり、市町の位置づけが26市町分の1の存在になることを懸念する。

見直しの検討・すすめ方

現在の振興局・県事務所の役割を評価したうえで議論を進めていただきたい。

住民にとつての振興局の役割を整理していただきたい。

市 町 意 見

2 (1) 地域経営機能について

現状・課題

振興局のビジョンがないため、市町の地域の特性を活かす地域振興ができていない。市町や住民の立場にたち、県市町が一体となった地域振興が行われていない。地域振興や地域経営は市が主体的に行い、県は市町の計画を把握、取りまとめ、地域全体を捉えた活性化策を行う必要がある。行政組合が地域経営の調整機能を果たしている。行政組合に県職員を派遣されるなど機能強化を望む。財政力もあり人材豊富な湖南・湖東地域に振興局の設置が必要か？課題を抱える湖西・湖北地域ほど重点的な地域経営が必要である。障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされる。振興局が廃止されるとサービス提供ができなくなることや、障害者自立支援法で県の責務と明示されている広域調整が市町に転嫁されることを危惧する。

求める地域経営機能

地域経営の観点から県のリーダーシップを発揮されたい。

振興局で管内の方向性等を示してもらいたい。

広域での地域振興を推進するには県振興局の役割は重要である。

広域的専門的視点で連携・調整・情報提供等の支援をすべき。

圏域の実情を把握している振興局との連携も必要。

圏域の発展、向上に調整機能を發揮してほしい。

圏域を越える市町間調整や国との調整をしていただきたい。

(2) 総合調整機能について

現状・課題

三二県庁として総合調整機能が發揮されているか疑問である。

複数の部課にまたがる事務の調整機能が働いていない。

総合調整機能はほとんど機能していないので振興局の必要性が低い。

本庁の縦割りそのまま地方機関にもあり、総合調整が十分機能していない。

本庁で複数課にまたがる事務を一カ所で助言してもらえ。

振興局に管内市町間の調整機能があるとは言いがたい。

圏域での総合調整機能により、各市町間のプラスになっている部分は多くある。

隣接県との交流促進、調整の役割を担っている。

地域経営・総合調整機能が付与されていないので、判断を本庁に頼らざるを得ない。

各セクションの業務が専門化しているので、調整機能まで期待するのは無理である。

調整機能やサポートする機関として県の役割は大きい。

求める総合調整機能

総合調整機能を担うにふさわしい体制が必要である。

総合調整機能は県内で一括対応され、窓口を明確にされたい。

総合調整機能より、圏域の課題に応じて軽重がある柔軟な組織とするのがよい。

本庁の関係部局を回らなくてもいいような調整機能や仕組みが必要である。

市町間の調整機能が必要である。

市町での調整や指導に期待する。

地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。

市 町 意 見

現状・課題

市の健全な行財政システムの構築能力や政策立案能力が高まっているので、支援機能への期待は減少している。市町支援の考え方にも相違がある。支援というより本来振興局で行う事務の押しつけになっていないか。政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進支援機能等に併せた予算的な配慮がない。財政部門の地域振興局の役割が見えにくい。相談には親切に対応してもらっている。

求める市町への支援機能

基礎自治体として専門的な知識や体制整備に支援をお願いしたい。権限移譲が進むなか、町が完全に自立できるよう県職員の派遣などの支援体制を望む。支援は市町合併など一定の分野でよい。専門的分野では県から派遣による専門職員の育成が必要である。県は職員削減を進めているが、町に対し専門職員の派遣（併任）制度は考えられないか。専門的人材の有効利用のため、人事交流を図ってほしい。国から直接の事業が多くなってきたので、県の役割を再構築し支援していただきたい。地域の実情に合わせた細やかな指導・支援をお願いしたい。身近に相談できるところが必要である。情報の提供、政策の助言などお願いしたい。

(3) 市町への支援機能について

市 町 見 意 の 町

現状・課題

地域振興局と市の連携体制が有効に機能しているか疑問がある。
 災害等発生時には、広域的な連携とその統制が必要であり、振興局の役割は重要である。
 災害への警戒・災害発生時の市との連携の強化が重要である。
 現地に近いところや、現地で十分とはいえない。
 情報収集機能と機動性や素早い対応が求められるので本庁対応では遅くなる。
 振興局の対応、指揮の仕方を明確にする必要がある。
 情報システムが整えられているので、振興局にこの機能をもつ必要はない。
 夜間や休日の緊急対応が徹底されていない。

求める危機管理機能

管内市町の危機管理体制などの調整機能を果たすべき。
 振興局が情報等の集約機関として役割を担う体制が必要。
 情報収集や初期対応、平時のハトロールなど、近くに県の機関があることが望ましい。
 迅速な現場対応、常時現地の状況確認から、身近な振興局・県事務所の役割が重要となる。
 管理瑕疵を問われないよう対応するためにも、管理者が道路や河川の近くにいることが必要である。
 人的対応と時間、距離等の物理的な対応ができる体制が肝要。
 災害時の対応や市町への支援は重要。
 地域の事情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が地域に必要である。
 災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。
 災害時の広域的な役割が期待される団体・組織の調整を願いたい。
 平常時から防災や減災について共同体制が必要と考える。
 現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。
 風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。

(4) 危機管理機能について

市 町 の 意 見

市町への権限移譲が単に市町に県の地方機関の肩代わりならば、県と市町の信頼関係を損なう。振興局で最終的な判断はされないものは、振興局業務から省いても良い。

身近なところで県の機関が必要。

県民すべてに及ぶものは県も積極的に行っていただきたい。

行政サービス提供機能は県民にとって身近な場所が必要であり、県民サービスの低下を招くような再編は問題。

県が直接、県民にサービスを提供することが少ない。

住民への直接的なサービスの提供は望まない。

実施主体が県か市町かの十分な検討が必要である。

専門的な知識を要する職務は、住民に対して十分なサービス提供が困難。

県職員の専門性を活かした手厚い県民サービスが迅速に的確に行える場である。

地域振興機能や福祉機能（精神の関連は除く）の縮小は市としてそう大きく影響はない。

（税務行政）

県税などの行政サービスや県道等の公物管理などで行政サービスの機能強化を図るべきである。

住民関連で、不動産取得税、自動車税等のサービス低下は避けるように。

県職員の専門性も高く、実際に徴税では駐在して取り組んでいる。

税に関し県民に密着した業務・サービスの提供の部分に関しては存続を。

（健康福祉行政）

振興局と市町がそれぞれ福祉事務所を有している。

住民からは、保健福祉の分野で振興局が何を担っているのか見えにくい。

専門性の高い保健所は残してほしい。

保健所機能は広域調整機能、精神障害者緊急対応、難病主管部所としてや複雑困難なケースの市町支援等において必要である。

保健・福祉の専門職員の確保が難しく、保健所等の支援や連携によってサービスを提供している。

福祉事務所機能やサービスが低下しないよう考えてほしい。

障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされる。振興局が廃止されるとサービス提供ができなくなることや、障害者自立支援法で

県の責務と明示されている広域調整が市町に転嫁されることを危惧する。

県介護給付適正化計画の推進を図るためにも県事務所や専門職員は欠かせない。

（環境行政）

環境行政では市町と役割分担が明確であることから、市民への対応がスムーズに行えている。

水質汚濁および土壌汚染に関して公害が発生した場合、監督権限は県にあり、現地に最も近い県事務所での迅速な対応が必要となる。

化学に関する専門知識を持った専門職員による指導をお願いしたい。

有害鳥獣対策について、専門的、技術的な部分で県に支援願いたい。

（農業行政）

農産物生産向上のため、県民に身近な位置にある地方機関における県の技術指導や支援は欠かせない。

指導、情報提供や近隣市町との連携など、身近にあることで大きな安心感や信頼感がある。

農業技術の普及で専門的職員による現場指導を評価している。

地域住民への行政サービスの低下を招かないよう対応いただきたい。

（土木行政）

民間開発工事を完了検査には、立会いで協力いただいている。

都市計画法開発許可等に関する権限は21年度より市に移行となるが建築主事を置いていない。建築行政としては必要性が高い。

許認可業務、県道の維持、雪害対策について連携の充実が必要。

（5）サービス提供機能について

市 町 意 見	
(5)	<p>県直轄事業においては、専門性を活かした取組が行われている。開発事務の権限移譲に備え事務体制を整備中である。特定行政庁に関しては県に事務が残り、本庁対応となると市民サービス、利便性の低下は大きい。土木行政の許認可事務、市町と連携、調整、専門的な助言など県職員（建設管理部）を高く評価している。</p>
3	<p>総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと</p> <p style="text-align: center;">振興局の役割・県庁との役割分担</p> <p>県庁と振興局の役割分担を県民に分かりやすく示すべき。 県と市町の新たな役割分担を十分な議論の上で再構築する。 県庁・振興局・市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化をお願いしたい。 振興局は、連絡・窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよい。 本庁の見解を仰がなくてよいよう振興局への権限移譲が必要。</p> <p style="text-align: center;">県の専門性の活用</p> <p>県職員の専門的な指導と調整機能体制を図ってもらいたい。 問題発生時における即時対応可能な振興局の人員確保と指導体制を確立してほしい。 各行政分野ごとに単独の事務所化にしてほしい。 現実的分野は充実して存続し、事務的分野については合理化が必要。 小規模町と町が求める振興局には温度差があるので、小規模町の意向が反映されるよう願う。 小規模町への過渡的な経過措置が必要。 小規模町の事情、本庁との距離等を考慮していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">要望</p> <p>一律的な見直しでなく、地域の実情や地域特性等を考慮した見直しをお願いしたい。 道州制を視野に入れ、県土の均衡ある発展のため、県庁機能の分散（分庁方式も含めて）を念頭に見直しを。 振興局を機能強化し、圏域内の各市町間を総合調整できる組織としてほしい。 市町と国の関係が変化するなか、県全体の広域調整機能を強化すべきと考える。 市町の区域を越えた広いエリアを視点とした施策展開や情報発信が必要と考える。 現場を管理する分野や非常時の対応、県民が訪れる窓口機関は、近くに置いてほしい。 地域振興と格差是正の観点から地域振興局の設置（平成17年4月以前の機構体）を望む。 県全体の活性化を進めるには、各地域での活性化に取り組み必要がある。 地域の事情を把握して身近な振興局に相談できる体制は残してほしい。</p> <p>県市の枠を越え協働すべき事項が多数ある。 再編で広域化されればスケールメリットから、県直轄事業について市町への権限移譲などの見直しが必要である。 廃止になった場合、安直に市町に事務移管することのないようお願いしたい。 市町へ事務の権限移譲は、人的、財政的支援をお願いしたい。 権限移譲については、県職員の支援や市町への派遣だけでは困難であり、市町の定数管理の見直しも含めた議論が必要。</p> <p>合併をしていないようなところと、したところで行政運営に差を付けるようなことがないような、県でいてほしい。 誰でも分かる県の組織を考えてほしい。 （仮称）高島行政センターの整備構想について真剣に検討をお願いしたい。 差別事件等が発生した場合、本庁に集約された場合でもこれまでどおりの体制、協力を願いたい。</p>

市 町 意 見 の 見

その他

意見を聴くだけで終わらないようにしてほしい。
 振興局の現状や課題については、**県において評価、検証し、各市町の意見や要望を十分に踏まえて、見直し案を示していただきたい。**
 見直しの目的を明確にし、**今後の県、市町の役割分担や行政の方向性なども含めて住民に説明することが必要である。**
 重要で大きな検討課題にもかかわらず、**市町への意見照会等の期間が短すぎる。**
 市町と意見交換する内容は「最終的なあり方」であり、**意見を集約してビジョンを掲げ、「当面の対応」として見直されるべき。**
 早く県の原案を提示願いたい。
 振興局管内の市町の意見交換の機会を持ってほしい。

3 総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと

市の意見		町の意見	
1 総合地方機関の現状と課題について	<p>県・市町の役割分担の明確化</p> <p>県と市町の役割分担が明確でなく、重複・類似がある。役割分担を再構築し、県と市町の協働体制を確立する。</p> <p>制度的・予算的にミニ県庁とは言えない。</p> <p>本庁と県事務所との連携、役割分担が、分かりにくい。本庁との見解の相違が見られ、地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。</p> <p>地域振興局独自の権限が弱い。サービス提供や危機管理などの部門を除去必要性は少ない。特に総務部門は県庁の出先的な機能しかなく必要性は少ない。</p>	<p>振興局の専門知識の活用</p> <p>専門的な見地から適切な指導・助言など、振興局の存在は大きい。</p>	<p>組織・体制</p> <p>機能・役割</p> <p>県土発展や県民サービスの均衡を保持することに役割を果たしている。圏域振興には振興局と市町との連携が重要。市町と県との調整連携等において期待が大きい。</p> <p>振興局は身近に感じる県行政である。</p> <p>町職員では不十分な専門的な事などについて気軽に相談できる。</p> <p>振興局の専門性が発揮できる体制、人事異動がなされているか疑問。本庁と市町の間位置し、地域の実情をよく知ったうえで専門的な助言を得ている。</p>
	<p>複数の部署が一箇所に集まっているので、分かりやすく便利。</p> <p>広域調整に対するリーダーシップの発揮が求められている。地域特性への対応が図られず振興局のビジョンが見えてこない。本庁の縦割りがそのまま地方機関に持ち込まれており、総合調整が十分機能していない。</p> <p>住民に身近で、本庁との間を取り持つところとして必要である（配置も現状どおりが適当）。</p> <p>市町の振興発展を広域的、専門的な立場でのサポート、圏域の調整をしてほしい。</p> <p>圏域ごとに県政推進の役割を担う組織として必要である。振興局・県事務所機能が失われると圏域という概念がなくなり、市町の位置づけが2.6市町分の1の存在になることを懸念する。</p>	<p>見直しの検討・すすめ方</p> <p>住民にとっての振興局の役割を整理していただきたい。</p>	

市の意見		町の意見	
<p>2 (1) 地域経営機能について</p>	<p>振興局のビジョンがないため、市町の地域の特性を活かす地域振興ができ ない。 市町や住民の立場にたち、県市町が一体となった地域振興が行われてい ない。 地域振興や地域経営は市が主体的に行い、県は市町の計画を把握、取りま とめるだけでなく、地域全体を捉えた活性化策を行う必要がある。 財政力もあり人材豊富な湖南・湖東地域に振興局の設置が必要か？課題を 抱える湖西・湖北地域ほど重点的な地域経営が必要である。 障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされ、効果 的な事業がある。障害者自立支援法に広域調整は県の責務と明示されてお り、振興局が廃止されると広域調整が市町に転嫁されるのではと危惧してい る。 地域経営の観点から県のリーダーシップを発揮されたい。 広域での地域振興を推進するには県振興局の役割は重要である。 圏域を越える市町間調整や国との調整をしていただきたい。</p>	<p>現状・課題 行政組合が地域経営の調整機能を果たしているので、行政組合に県職員を 派遣されるなど機能強化を望む。 障害福祉は、圏域事業としての取り組みに依存しており、振興局が廃止さ れるとサービス提供ができなくなる。</p>	<p>現状・課題 振興局で管内の方向性等を示してもらいたい。 県は広域的専門的視点で連携・調整・情報提供等の支援をすべき。 圏域の実情を把握している振興局との連携も必要。 圏域の発展、向上に調整機能を発揮してほしい。</p>
<p>(2) 総合調整機能について</p>	<p>現状・課題 三二県庁として総合調整機能が発揮されているか疑問である。 総合調整機能はほとんど機能していないので振興局の必要性が低い。 本庁の縦割りがあるまま地方機関にもあり、総合調整が十分機能していな い。 振興局に管内市町間の調整機能があるとは言言い難い。 隣接県との交流促進、調整の役割を担っている。 地域経営・総合調整機能が付与されていないので、判断を本庁に頼らざる を得ない。 総合調整機能を担うにふさわしい体制が必要である。 総合調整機能より、圏域の課題に応じて軽重がある柔軟な組織とするのが よい。 本庁の関係部局を回らなくともいいような調整機能や仕組みが必要であ る。 市町間の調整機能が必要である。 地方機関への実質的権限移譲を進めるべき。</p>	<p>現状・課題 複数の部課にまたがる事務の調整機能が働いていない。 本庁で複数課にまたがる事務を一箇所で助言してもらえ。 圏域での総合調整機能により、各市町間のプラスになっている部分は多く ある。 各セクションの業務が専門化しているので、調整機能まで期待するのは無 理である。 調整機能やサポートする機関として県の役割は大きい。 総合調整機能 総合調整機能は県庁内で一括対応され、窓口を明確にされたい。 市町との調整や指導に期待する。</p>	

市の意見		町の意見
<p>現状・課題</p> <p>市の健全な行政システムの構築能力や政策立案能力が高まっているので、支援機能への期待は減少している。 市町支援の考え方も相違がある。 支援というより本来振興局で行う事務の押しつけになっていないか。 政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進支援機能等に併せた予算的な配属がない。 財政部門の地域振興局の役割が見えにくい。</p>	<p>相談には親切に対応してもらっている。</p>	
<p>求める市町への支援機能</p> <p>基礎自治体として専門的な知識や体制整備に支援をお願いしたい。 支援は市町合併など一定の分野でよい。 専門的分野では県から派遣による専門職員の育成が必要である。 専門的人材の有効利用のため、人事交流を図ってほしい。 国から直接の事業が多くなってきたので、県の役割を再構築し支援していただきたい。 地域の実情に合わせた細やかな指導・支援をお願いしたい。 身近に相談できるところが必要である。</p>	<p>権限移譲が進むなか、町が完全に自立できるよう県職員の派遣などの支援体制を望む。 県は職員削減を進めているが、町に対し専門職員の派遣（併任）制度は考えられないか。 情報の提供、政策の助言などお願いしたい。</p>	
<p>(3) 市町への支援機能について</p>		

市の意見		町の意見
<p>現状・課題</p> <p>地域振興局と市の連携体制が有効に機能しているか疑問がある。</p> <p>災害への警戒・災害発生時の市との連携の強化が重要である。</p> <p>現地に近いところで担うべきものであり、現状でも十分とは言いがたい。</p> <p>振興局の対応、指揮の仕方を明確にする必要がある。</p>	<p>現況・課題</p> <p>災害等発生時には、広域的な連携とその統制が必要であり、振興局の役割は重要である。</p> <p>情報収集機能と機動性や素早い対応が求められるので本庁対応では遅くなる。</p> <p>情報システムが整えられているので、振興局にこの機能をもつ必要はない。</p> <p>夜間や休日の緊急対応が徹底されていない。</p>	<p>町の意見</p> <p>振興局が情報等の集約機関として役割を扱う体制が必要。</p> <p>災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。</p> <p>現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。</p> <p>風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。</p>
<p>求める危機管理機能</p> <p>管内市町の危機管理体制などの調整機能を果たすべき。</p> <p>情報収集や初期対応、平時のバトロールなど、近くに県の機関があることが望ましい。</p> <p>迅速な現場対応、常時現地の状況確認から、身近な振興局・県事務所の役割が重要となる。</p> <p>管理瑕疵を問われないよう対応するためにも、管理者が道路や河川の近くにいることが必要である。</p> <p>人的対応と時間、距離等物理的な対応ができる体制が肝要。</p> <p>災害時の対応や市町への支援は重要。</p> <p>地域の事情を熟知し、即座に対応できる県の専門職員の配置が地域に必要なである。</p> <p>平常時からの防災や減災について共同体制が必要と考える。</p> <p>災害時の広域的な役割が期待される団体・組織の調整を願いたい。</p>	<p>求める危機管理機能</p> <p>振興局が情報等の集約機関として役割を扱う体制が必要。</p> <p>災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。</p> <p>現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。</p> <p>風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。</p>	<p>町の意見</p> <p>振興局が情報等の集約機関として役割を扱う体制が必要。</p> <p>災害が発生すれば広範囲に及ぶため、保健所を中心に危機管理機能を発揮してほしい。</p> <p>現場と本庁とのパイプ役として対応いただきたい。</p> <p>風水害対策について建設管理部の強化をお願いしたい。</p>

(4) 危機管理機能について

市の意見		町の意見	
<p>市町への権限移譲が単に市町に県の地方機関の肩代わりならば、県と市町の信頼関係を損なう。 振興局で最終的な判断はされないものは、振興局業務から省いても良い。 行政サービス提供機能は県民にとって身近な場所に必要であり、県民サービスの低下を招くよくな再編は問題。 実施主体が県か市町かの十分な検討が必要である。 地域振興機能や福祉機能（精神の関連は除く）の縮小は市としてそう大きく影響はない。 税務・保健・福祉・環境・森林・農業・土木行政に関して専門性の機能が低下する見直しは混乱を招くかかないよう機能を維持されたい。</p>		<p>県が直接、県民にサービスを提供することが少ない。 身近なところに県の機関が必要。 専門的な知識を要する職務は、住民に対して十分なサービス提供が困難。 県民すべてに及ぶものは県も積極的に行っていただきたい。 住民への直接的なサービスの提供は望まない。 県職員専門性を活かした手厚い県民サービスが迅速に的確に行える場がある。</p>	
<p>（税務行政） 県税などの行政サービスや県道等の公物管理などで行政サービスの機能強化を図るべきである。 住民関連で、不動産取得税、自動車税等のサービス低下は避けるように。</p>		<p>（保健福祉行政） 保健・福祉の専門職員の確保が難しく、保健所等の支援や連携によってサービスを提供している。 福祉事務所機能やサービスが低下のないよう考えてほしい。</p>	
<p>（環境行政） 振興局と市町がそれぞれ福祉事務所を有している。 住民からは、保健福祉の分野で振興局が何を担っているのか見えにくい。 専門性の高い保健所は残してほしい。 保健所機能は広域調整機能、精神障害者緊急対応、難病主管部所としてや複雑困難なケースの市町支援等において必要である。 県介護給付適正化計画の推進を図るためにも県事務所や専門職員は欠かせない。</p>		<p>（環境行政） 化学に関する専門知識を持った専門職員による指導を願いたい。 有害鳥獣対策について、専門的、技術的な部分で県に支援願いたい。</p>	
<p>（農業行政） 農産物生産向上のため、県民に身近な位置にある地方機関における県の技術指導や支援は欠かすことができない。</p>		<p>（農業行政） 指導、情報提供や近隣市町との連携など、身近にあることで大きな安心感や信頼感がある。 農業技術の普及で専門的職員による現場指導を評価している。 地域住民への行政サービスの低下を招かないよう対応いただきたい。</p>	
<p>（土木行政） 民間開発工事完了検査には、立会いで協力いただいている。 都市計画法開発許可等に関する権限は21年度より市に移行となるが建築主事を置いていない。建築行政としては必要性が高い。 許認可業務、県道の維持、雪害対策については必要性が高い。 県直轄事業においては、専門性を活かした取組が行われている。 開発事務の権限移譲に備え事務体制を整備中であるが、特定行政庁に関しては県に事務が残るが、本庁対応となると市民サービス、利便性の低下は大</p>		<p>（土木行政） 土木行政の許認可事務、市町と連携、調整、専門的な助言など県職員（建設管理部）を高く評価している。</p>	

（5）サービス提供機能について

市の意見		町の意見	
<p>3 県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと</p>	<p>振興局の役割・県庁との役割分担</p> <p>県庁と振興局の役割分担を県民に分かりやすく示すべき。 県と市町の新たな役割分担を十分な議論の上で再構築する。 県庁・振興局・市で重複している部分は、組織のスリム化、事務の簡素化をお願いしたい。 振興局は、連絡・窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよい。 本庁の見解を仰がなくてよいよう振興局への権限移譲が必要。</p> <p>県の専門性の活用</p> <p>小規模町や本庁との距離への配慮</p> <p>一時的な見直しでなく、地域事情を考慮した見直しをお願いしたい。 道州制を視野に入れ、県土の均衡ある発展のため、県庁機能の分散（分庁方式も含めて）を念頭に見直しを。 振興局を機能強化し、圏域内の各市町間を総合調整できる組織としてほしい。 市町と国の関係が変化するなか、県全体の広域調整機能を強化すべきと考える。 市町の区域を越えた広いエリアを視点とした施策展開や情報発信が必要と考える。 地域振興と格差是正の観点から地域振興局の設置（平成17年4月以前の機構体）を望む。 県全体の活性化を進めるには、各地域での活性化に取り組み必要がある。 県市の枠を越え協働すべき事項が多数ある。 再編で広域化されればスケールメリットから、県直轄事業について市町への権限移譲などの見直しが必要である。 廃止になった場合、安直に市町に事務移管することのないようお願いしたい。 市町へ事務の権限移譲は、人的、財政的支援をお願いしたい。 （仮称）高島行政センターの整備構想について真剣に検討を願いたい。 差別事件等が発生した場合、本庁に集約された場合でもこれまでどおりの体制、協力を願いたい。</p>	<p>振興局の役割・県庁との役割分担</p> <p>問題発生時における即時対応可能な振興局の人員確保と指導体制を確立してほしい。 県職員の専門的な指導と調整機能体制を図ってもらいたい。 各行政分野ごとに単独の事務所化にしてほしい。 現業的分野は充実して存続し、事務的分野については合理化が必要。</p> <p>市が求める振興局と町が求める振興局には温度差があるので、小規模町の意向が反映されるよう願う。 小規模町への過激的な経過措置が必要。 小規模町の事情、本庁との距離等を考慮していただきたい。</p> <p>地域実情や地域特性等充分考慮された中での見直しをさせたい。 現場を管理する分野や非常時の対応、県民が訪れる窓口機関は、近くに置いてほしい。 地域の事情を把握して身近な振興局に相談できる体制は残してほしい。 権限移譲については、県職員の支援や市町への派遣だけでは困難であり、市町の定数管理の見直しも含めた議論が必要。 合併をしないようなところと、したところで行政運営に差を付けるようなことがないような、県でいてほしい。 誰でも分かる県の組織を考えてほしい。</p>	

3	市 の 意 見	町 の 意 見
<p>県が総合地方機関の見直しを行う際に市町として期待すること、考慮してほしいこと</p>	<p>振興局の現状や課題については、県において評価、検証し、各市町の意見や要望を十分に踏まえて、見直し案を示していただきたい。 見直しの目的を明確にし、今後の県、市町の役割分担や行政の方向性なども含めて住民に説明することが必要である。 重要で大きな検討課題にもかかわらず、市町への意見照会等の期間が短すぎる。 市町と意見交換する内容は「最終的なあり方」であり、意見を集約してビジョンを掲げ、「当面の対応」として見直されるべき。</p>	<p>その他 意見を聴くだけで終わらないようにしてほしい。 早く県の原案を提示願いたい。 振興局管内の市町の意見交換の機会を持ってほしい。</p>

総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
総合地方機関の現状と課題について	<ul style="list-style-type: none"> 総合調整機関としての位置づけは大きく、地域の県事業、圏域振興策推進の拠点として貴重な存在。 地域振興局当時と比べ権限、予算、体制が縮小されたこと等により、地域における機能(特に本庁との連携、役割分担)が県民にとっても、市にとっても分かりにくくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の部署が集中しており、分かりやすく便利。 農政関係では、市の地形を十分に把握されており、円滑な事業の遂行につながっている。 県が示している主な機能が十分に発揮できているとは感じられない。 横(各部署間)の連携を執る総合調整窓口があると良い。 本庁と二重になっている事務がある。 市と重複、類似した事業がある。 県土木事業について、振興局と市が一体となって事業を推進している現状、振興局は、もっと地域に密着した形で事業推進が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 県と市町の業務の重複は見直す必要がある。 地域の状況、経過等を把握しており、専門的な知識を有する県職員に信頼を寄せている。 本庁の縦割りがきつく、総合調整機能はほとんど機能していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民に身近で地域の状況を県本庁よりの確に把握し、反映できる役割をもっており、その存在は重要。 高度な専門性と地域の情報を持つており、市町にとって身近で一次的な助言を受けられることができる。 福祉圏域として、スケールメリットを活かして福祉サービスが整備、実施されている。 本庁との調整機能に欠けるところがあり、改善が望まれる。 地域振興局独自の権限が弱い点、サービス提供や危機管理などの部門を除き必要性は少ない。特に総務部門は県庁の出先的な機能しかなく必要性は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 県の窓口機関、相談機関として身近な存在である。 事業、施策、市町の課題協議について、地域の実情を把握いただきながら、適切な情報と助言が得られている。 本庁との権限分担が中途半端。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門職が配置されており重要。市町への出向を積極に願いたい。 振興局の存在によって県を身近に感じることができる。 地域特性等を理解してもらっており、市町と県庁との調整・連携等において期待が大きい。 本庁との連絡・窓口機能、ハード事業の実施機能が主体であり、県庁とは制度的・予算的に言えない。 本庁との役割分担が不明確。

総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
地域経営機能について	<p>・湖西はおおざなり、疎外感を感じざるを得ない状況。</p> <p>・森林保全や地域振興など、様々な課題を抱える湖西ほど重点的な職員配置等による地域経営が必要。</p>	<p>・本来市で行うが、県が担う役割が明確でない。</p> <p>・十分に機能していない。</p> <p>・道路、河川、公共交通、医療、教育など広域的な課題については、県のリーダーシップが必要。</p>	<p>・基本的に市が実施するとしても、広域的振興策、公共交通、広域的観光振興、環境問題などは県のリーダーシップが必要。</p> <p>・市町単独で進めていくには限界がある。広域での地域振興の推進には、振興局の役割は重要。</p>	<p>・地域振興の主体は市町であるが、振興局との連携の下に振興は成り立っている。県は、広域的・専門的視点から、連携・調整・情報提供等の支援をすべき。</p> <p>・観光、ごみ処理、消防事業、保健福祉など、スケールメリットを活かした広域的な取組が必要な部門について、振興局の一層強いリーダーシップが求められている。</p> <p>・圏域の位置づけ、課題の把握、施策の方向性など、市町と共通認識ができていない。</p> <p>・障害福祉は、圏域事業として取組むとスケールメリットが生かされる。</p> <p>・振興局が廃止されるとサービス提供ができなくなることや、障害者自立支援法で県の責務と明示されている広域調整が市町に転嫁されることを危惧する。</p>	<p>・圏域の発展、向上に資することに ついて、もっと調整機能を発揮してほしい。</p>	<p>・地域特性への対応ができていない。</p> <p>・圏域内市町間の調整は市町でできるので、圏域を超えた市町間の調整、国との調整をしてほしい。</p> <p>・地域振興は市町が主体で行うべきもの。先進事例や国の動向等の情報提供をしてほしい。</p>
総合調整機能について	<p>・地域の課題に総合的・機動的に対応するためには、地域の実情を把握できる振興局の存在は不可欠。</p> <p>・県事務所には総合調整機能が付与されていない、地域の格差を是正し、課題に積極的に対応するためには、あり方を抜本的に見直す必要がある。</p>	<p>・部局横断的、機動的な対応を行う組織体となっていない。総合調整機能はほとんど機能していない。</p> <p>・医療機関とのネットワークの構築など広域的システムの構築等調整機能が必要。</p>	<p>・現場に近いところで、市町と情報を共有する中で連携し、協働の体制を確立する必要あり。</p> <p>・市町によって地域特性や課題が異なり、市町間の調整は困難。県による総合調整は必要不可欠。</p>	<p>・内容によっては、振興局でしか調整できない事項もある。</p> <p>・ミニ県庁としての総合調整機能は発揮されていない。</p> <p>・分野によっては(福祉、大規模開発)、地域の調整機能が発揮できていない部分あり。</p>	<p>・各セクションの業務が専門化しており、調整機能まで期待するのは無理。</p>	<p>・市町間の調整、局内調整機能があるとは言えない。体制の強化が必要。</p> <p>・二一、引きこもりなど、現代的課題について対応ができていない。</p>
現在の総合地方機関に対する評価について						

総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
市町への支援機能について	<ul style="list-style-type: none"> 基礎自治体として専門的な知識や体制が整っていない中で、今後とも支援願いたい(税務、農政、林業、環境)。 	<ul style="list-style-type: none"> 支援機能に併せた予算的配慮がない。 情報提供、相談、助言などに期待するところが大きい(農政、保健福祉)。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的分野(農業普及、緑化推進、都市計画など)について、県からの派遣により専門職員の育成が必要。 県の負担で、市への専門職員の派遣を願いたい。 県事務所からのアドバイス等により円滑に事務を進めることができる(介護保険関係)。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模町や財政力の弱い市町には専門性の高い県職員による助言、支援が必要。振興局のリーダーシップに期待。 振興局は気軽に相談でき、県全体の情勢や圏域内の状況等を踏まえ、適切な助言をもらえている。 合併により支援機能への期待は減少している。 	<ul style="list-style-type: none"> 人的支援(専門職員の派遣)を中心に、強化されたい(農業改良普及員など)。 	<ul style="list-style-type: none"> 町の事情にも詳しく、身近に相談が可能。距離的に近く対応も早い。 専門性の観点からの指導・助言(保健師など)。 振興局と本庁とで助言の内容が異なることがある。 本来振興局で行うべき事務を市町に押しつけていないか。
危機管理機能について	<ul style="list-style-type: none"> 震災の際、県管理の道路、河川の被害状況の早期把握や県本部との協議調整等、県事務所の役割は大きい。県事務所のバックアップに大きな期待あり。 平常時から市との連絡調整や防災訓練などを通じた減災について、共同体制が必要。 水質汚濁、土壌汚染などの公害、化学物質流出事故の対応など、即座に対応できる県の専門職員の配置が地域に必要。 豪雪等に対する県の状況確認機能、県道等の除雪体制を現地に配備しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時はもちろん、平時のパトロールについても、現地に近い振興局・県事務所の役割は重要。 危機管理面で市との連携が有効に機能しているか疑問。 土砂災害への警戒、一級河川の堤防点検・水位監視、洪水調整池の管理等水防に係る市との連携強化が必要。 管理瑕疵が問われる事例が相次いでいる中で、現物(道路や河川)に身近な管理者が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理は現場に近いところで担うべきもの。振興局の役割は重要。 現状でも十分とは言えない。 	<ul style="list-style-type: none"> より現場に近いところで、状況把握が早急に行える。現場と本庁とのハイブリッドとして重要。 防災面だけでなく、保健所機能を含め、地域に精通している専門的な職員は不可欠。 三師会等の広域的な役割・機能が期待されている団体・組織との調整など、市町単位ではできにくい部分は振興局で担えるよう体制の整備を願いたい。 被害が市町にまたがる可能性が大きくなり、振興局の危機管理機能は必要。特に市町域を超える河川に関する災害等について必要。 保健所を中心とした危機管理機能を強化してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 集団的な健康被害(鳥インフルエンザなど)への対応について、継続して迅速な対応ができるようされた。 情報システムが整えられている中で、振興局にこの機能は必要ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町を超えた災害への対応について振興局の果たす役割は重要。 情報収集や初期対応の面から県の機関が近くにあることが望ましい。 感染症などへの対応について、これまでとおり振興局・保健所の指揮命令機能を発揮されたい。 振興局・市間で連携している事例はない。
サービス提供機能について	<ul style="list-style-type: none"> 県税関係や県道等の公物管理などの機能は強化すべき。 従前から行っている行政サービス機能は維持すべき(税務、福祉、環境、森林、農業、土木)。 	<ul style="list-style-type: none"> 県税関係や県道等の公物管理などの機能は強化すべき。 従前から行っている行政サービス機能は維持すべき(税務、福祉、環境、森林、農業、土木)。 	<ul style="list-style-type: none"> 今まで振興局が担ってきた行政サービスは継続して実施すべき。 行政サービス提供機能は、県民にとって身近な場所が必要であり、県民サービスの低下を招くような再編は問題が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 対住民サービス(税務、防犯、防災、環境保全、廃棄物対策、労働相談、保健、福祉など)は、地域単位で維持・強化すべき。 各種申請の窓口機能は継続すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 税の徴収、公事、動物管理、農業振興、農地法に基づく許認可など、専門知識を要するサービスについては、小規模町では対応が難しく、振興局で継続して実施されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施主体が県か市町かの十分な検討が必要。 県直しによってサービス提供窓口が遠くならないようにしてほしい。 県直轄事業については、専門性を活かした取組が行われている。

現在の総合地方機関に対する評価について

総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見<ワークシート>とりまとめ【地域別】

資料 3

項目	高島県事務所管内	南部振興局管内	甲賀県事務所管内	東近江地域振興局管内	湖東地域振興局管内	湖北地域振興局管内
<p>と県、が、考、慮、し、て、方、機、関、の、見、こ、と、に、し、つ、を、い、行、う、際、に、市、町、と、し、て、期、待、す、る、こ、と</p>	<p>・今後も圏域ごとに県政推進の役割を担う組織が必要。 ・地域振興(まちづくりや産業振興)は、高度な視点をもった協働の観点から進めるべき。 ・計画的・効果的な施策を推進するために把握しながら事業推進に努めることが大切、地域振興と格差是正の観点から地域振興局の設置を強く望む。</p>	<p>・市町間の総合調整機能を強化すべき。 ・本庁との重複機能をなくし、組織のスリム化をすべき。 ・権限移譲を進め、振興局において判断(決裁)できる体制づくりが必要。 ・県の専門職員の能力が市町に活かされる体制づくりが必要。 ・人口増の地域では行政ニーズの増加も見込まれる。そうした地域で行政の名の下に組織のスリム化を行うことは、現状を無視した誤った方向である。</p>	<p>・県の持つ専門性を市町に活かしてほしい。 ・広域的な取組、高度で専門的なサービスが提供できる体制が必要。 ・何のために見直しを行うのか目的を明確にし、しっかりと住民に説明することが必要。 ・県と市町の新たな役割分担を十分議論の上で、再構築してほしい。 ・市町間で規模の違いによる組織体制の充実度に大きな隔たりがあるため、一律的な見直しではなく、地域事情を考慮した見直しを願いたい。</p>	<p>・県の専門分野での技術力は高い。見直しにおいては、専門性の低下を避け、人材活用の方策(市町への人の派遣)を考慮願いたい。 ・県の組織のスリム化により市町の負担の増大や住民サービスの低下のないよう願いたい。 ・国の情報について、振興局でもいち早く確認できること。また、振興局限りで、市町の求めに的確に助言ができるよう望む。 ・市が求める振興局と町が求める振興局とでは温度差がある。小規模町の意向が反映されるようお願いしたい。 ・福祉事務所の機能、サービスが低下しないよう配慮願いたい。 ・権限と責任が不明確な現状を解消し、各行政分野ごとに単独の事務所にしてほしい。 ・地域住民の身近な県組織としての役割を奪うことのないようしてほしい。</p>	<p>・振興局において、専門的知識をもった職員重点配置、市町との情報交換など、従前以上に期待したい。 ・環境、農林、税務関係において、専門的な助言を願いたい。 ・職員の派遣などの支援体制を強く望む。 ・振興局の廃止、縮小は避けて通れなくても、事業カットは避けられたい。 ・権限はできるだけ振興局に移譲すべき。</p>	<p>・振興局は、連絡、窓口機能、軽易なハード事業機能のみでもよい。 ・住民生活に直結した部門は充実させる。 ・広域的に実施することが住民にとって望ましいサービスは、県で実施するべき。 ・出来る限り振興局へ権限と財源を移譲してほしい。 ・小規模町の内情、本庁との距離、地域特性等を十分考慮しながら見直しをされたい。</p>
その他	<p>・県民の視点から、県や市の枠を超えて協働すべき事項が多数ある。 ・行政センターの整備構想について真剣に検討を願いたい。</p>	<p>・振興局の見直しに絡み、市町への権限移譲を新たに行う場合、必要な財源についても併せて移譲されるようお願いしたい。</p>	<p>・今回の総合地方機関の再編に向けての県の姿勢は、縮小の結論ありきで、あまりに拙速ではないか。</p>	<p>・早期に、県の見直し原案を提示願いたい。 ・振興局ごとの意見交換の機会をつくってほしい。</p>	<p>・地域によって温度差があるため、意見交換会は、振興局単位で開催してほしい。 ・重要で大きな検討課題にもかかわらず、市町への意見照会の期間が短すぎる。</p>	

総合地方機関（振興局・県事務所）についての市町意見<ワークシート>

市町名：

1 総合地方機関の現状と課題について

- ・振興局に言えば県庁の仕事だと言われ、県庁に言えば振興局の仕事だと言われることがある。
- ・東近江地域振興局の田園振興第一課、第二課、愛知川流域田園整備事務所の仕事の区分で、県民から見てわかりにくいところがある。
- ・重複を残し、重複の部分は、パートナーとして互いに進めていくべきではないか。県は、専門性を持っているが、現場をよく知っているのは市町であり、補完し合うことが必要である。
- ・県との協働を感じるとともに、県庁との間を取り持つところであり、県を身近に感じる。

(意見・理由)

2 現在の総合地方機関に対する評価について

(1) 地域経営機能について

圏域の一体的、総合的発展を図るため、県域内の総合的な地域経営を行う機能

- ・振興局の存在は小さな町にとってありがたい。圏域振興や、小さな町に対する地域の調整機能を発揮してもらいたい。
- ・地域振興は、本来市が行い、県はその把握に努めるべき。

(意見・理由)

(2) 総合調整機能について

縦割りで所管されていた事業について部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能

- ・総合調整機能がないと、どこかの観点が抜けてしまうことがあり、振興局の総合調整機能は十分考えてほしい。本庁では複数の部局にまたがる話でも、振興局では1カ所でのいろいろな観点から助言がもらえる。

(意見・理由)

(3) 市町への支援機能について

県域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進支援機能

- ・基礎自治体として、まだ体制が整っていないところがある。市町の体制整備や地域内調整等で県のリーダーシップを期待したい。

(意見・理由)

(4) 危機管理機能について

現地に近いところで初期対応および情報収集を行うため、県域をエリアとし、地域振興局として総合的な体制で局長の指揮命令のもとに行う危機管理の機能

・ハザードマップなど危機管理体制について検討してもらっている。

(意見・理由)

(5) サービス提供機能について

地域振興局として組織される以前から、各事務所が担ってきた県の地方機関としての行政サービス提供の機能

- ・県民サービス関係行政
- ・税務行政
- ・健康福祉行政
- ・環境行政
- ・森林行政
- ・農業行政
- ・土木行政

・住民は振興局の機能より、県民サービスに関心がある。
・県職員の専門性を高く評価している。これの活かし方、人的活用について考えてほしい。

(意見・理由)

3 県が総合地方機関の見直しを行う際に、市町として期待すること、考慮してほしいことについて

〔小規模町への配慮〕

- ・どの地域も同じやり方ではなく、小規模町や地域の違いに配慮していただきたい。
- ・振興局の存在は小さな町にとってありがたい。圏域振興や、小さな町に対する地域の調整機能を発揮してもらいたい。(再掲)

〔県の専門性の活用〕

- ・専門性の機能が低下する改革は良くない。
- ・県職員の専門性を高く評価している。これの活かし方、人的活用について考えてほしい。(再掲)

〔振興局の役割・県庁との役割分担〕

- ・振興局に言えば県庁の仕事だと言われ、県庁に言えば振興局の仕事だと言われることがある。県庁と振興局等の役割分担が曖昧なので、振興局に権限移譲を進め、身近な振興局で済むようにしてほしい。(再掲)
- ・県との協働を感じるとともに、県庁との間を取り持つところであり、県を身近に感じる場所。振興局を残しておいてほしい。(再掲)

〔その他〕

- ・地域の方向性や均衡発展を視野に入れた見直しをしてほしい。
- ・経済的、文化的な観点で役割を担えるような体制を整備すべき。

(意見・理由)

4 その他意見等がありましたらご自由にご記入ください。

必要に応じて意見・理由等の欄を広げてご記入ください。

< 振興局・県事務所についての県市町意見交換会開催経過 >

第1回 日 時:平成20年6月13日(金) 10時～11時40分
場 所:厚生会館別館4階大会議室
出席者:(市町)24市町総務・企画担当部課長等(2市町欠席)
(県)人事課長、経営企画室長、自治振興課長 他

6月13日(金) 各市町における総合地方機関(振興局・県事務所)についての市町意見
～18日(水) <ワークシート>の作成

第2回 日 時:平成20年6月30日(月) 10時～11時30分
場 所:県庁東館7階大会議室
出席者:(市町)24市町総務・企画担当部課長等(2市町欠席)
(県)人事課長、経営企画室長、自治振興課長 他

第 1 回滋賀県・市町調整会議 意見交換概要

日 時 平成 20 年 6 月 2 日午前 10 時～ 11 時 30 分
 場 所 県庁新館 7 階大会議室
 参集者 市町： 大津市副市長他 16 副市町長
 甲賀市総務部長他 8 部課長
 県： 澤田副知事、田口副知事、川口総務部長、西嶋経営企画監
 経営企画室長、人事課長、自治振興課長、振興局等

意見交換概要

< 総合地方機関のあり方を考えるにあたって >

道州制の議論がある中、地方機関のあり方の前提として、県のあり方、県全体をどう考えるのか。

県庁と振興局職員それぞれの間における効率化の評価や機能の成果、問題点の評価。

- ・ 農業団体の関係の話で、振興局ではなかなか結論を出してもらえないことがあった。

< 総合地方機関のあり方を考えるポイント >

住民は振興局の機能より、県民サービスに関心がある。県がどこまで直接サービスを提供するかが問題。地域振興は、本来市が行い、県はその把握に努めるべき。

流動的な中で圏域をどうするかは難しいが、県が現時点で示すことによって、市町が今後を考えるということもある。

方向性が決まっているものについて、振興局は非常によくやってもらっているが、方向性、目標がセットされていないものには弱いところがある。基本構想に加えて、圏域別の振興策を示すべき。

経済的、文化的な観点で役割を担えるような体制を整備すべき。

地方機関の見直しは、直感的に廃止、縮小に向けて動いているのかと思う。

本来のあるべき姿と現実にギャップがあり、県庁と振興局等の役割分担が曖昧で、かつ振興局の総合調整機能が弱い。職員の資質にもよるが、本庁に縦割りの考えが強いことにもよる。振興局に権限移譲が進み、身近な振興局で済むのがよい。

- ・ 振興局に言えば県庁の仕事だと言われ、県庁に言えば振興局の仕事だと言われることがある。
- ・ 振興局に行っても県庁に聞けと言われ、振興局が置かれる前と変わらない。

県民から見ても分かりにくいところがある。

- ・ 東近江地域振興局の田園振興第一課、第二課、愛知川流域田園整備事務所の仕事の区分。

市と県とで全体として機能分担されているものの、一部振興局と市町村で重複している事務があった。

- ・ 道路関係では、県道は県で、市道は市。
- ・ 介護関係の啓発について、市町村と重複。

県と市町で役割分担が必要だが、度が過ぎると無責任になる。重複を残し、重複の部分は、パートナーとして互いに進めていくべきではないか。県は、専門性を持っているが、現場をよく知っているのは市町であり、補完し合うことが必要である。意見交換の場が必要。

< 今後の総合地方機関への期待 >

国や県の制度改革による住民の不満に市町は対峙しなければならず、自らスリム化するとともに、市民の満足度を低下させないようにしていきたいという思いがある。県土の南北格差にどう向き合うか、本庁と振興局で課題を共有してもらいたい。

県の職員の専門性を高く評価している。これの活かし方、人的活用を考えてほしい。

振興局の存在は小さな町にとってありがたい。圏域振興や、小さな町に対する地域の調整機能を発揮してもらいたい。総合調整機能がないと、どこかの観点が抜けてしまうことがあり、振興局の総合調整機能は十分考えてほしい。

- ・ 本庁では複数の部局にまたがる話でも、振興局では1カ所でいろいろな観点から助言をもらえる。

基礎自治体として、まだ体制が整っていないところがある。県のリーダーシップを期待したい。地域の人口規模等で整理するのではなく、地域の方向性や均衡発展を視野に入れた見直しをしてほしい。

- ・ 県の広域性、専門性により各分野で指導してもらっている。

見直しは必要。人員削減によりスリム化されると専門分野が減るのではないか。振興局を一定統合しても、専門性の機能が低下する改革は良くない。どの地域も同じやり方ではなく、小規模町や地域の違いに配慮していただきたい。

県との協働を感じるとともに、振興局は、小さな町にとって県庁との間を取り持つところであり、県を身近に感じる所である。振興局を残しておいてほしい。

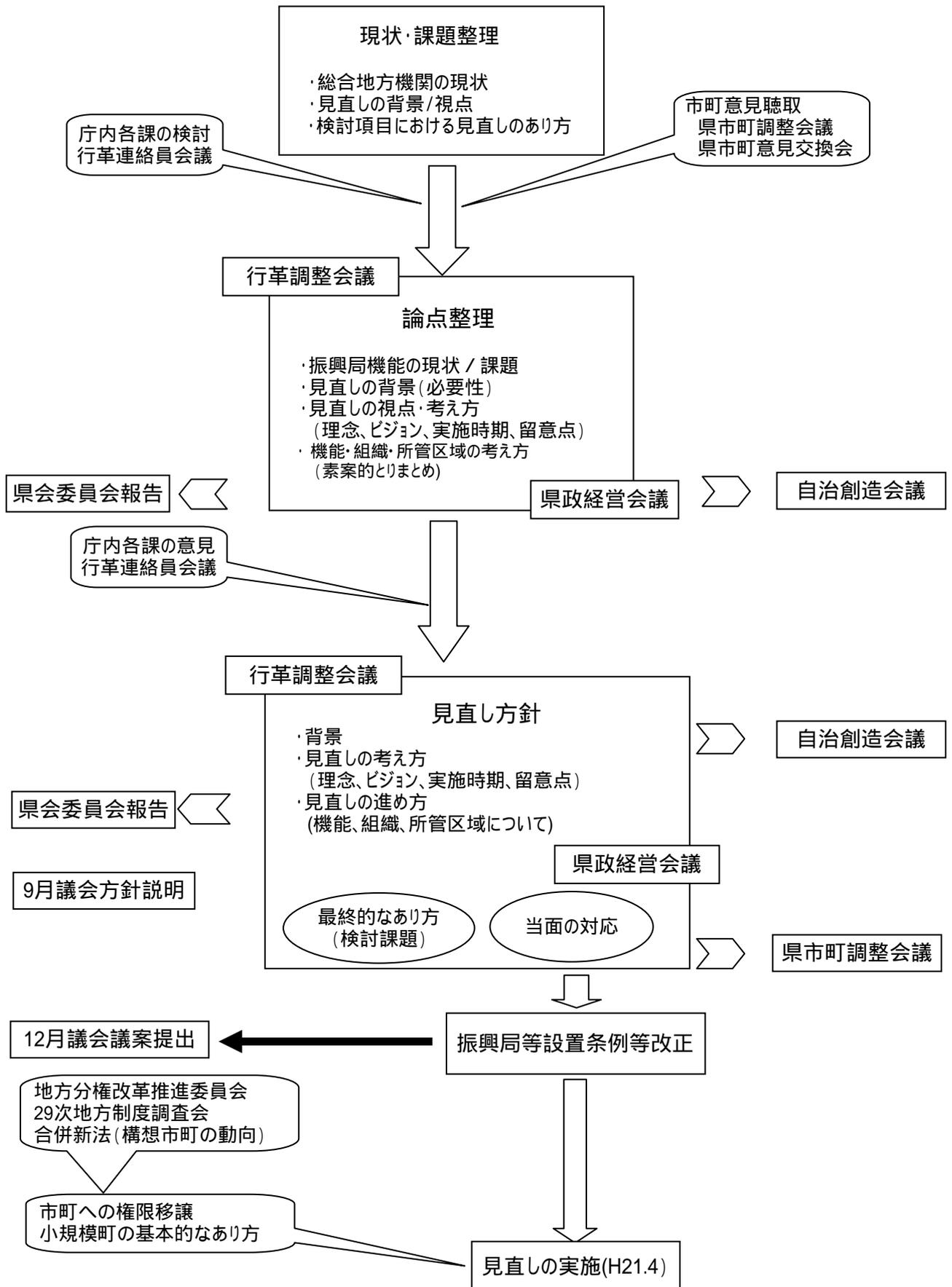
- ・ 土木サイドの河川愛護や農林サイドの有害鳥獣対策の取組などにおいて一生懸命やってもらっている職員もある。

小さな県民の声をしっかり把握して、県政に活かしてほしい。

確認事項

市町の部課長レベルでの検討会を設置し、議論を掘り下げ、7月中旬を目途に調整会議で市町の意見としてとりまとめることが、確認された。

総合地方機関(振興局等)の見直しスキーム



「ふるさと納税制度」の推進について

平成 20 年 4 月 30 日に可決された地方税法等の一部を改正する法律により、いわゆる「ふるさと納税制度」が導入されました。

「ふるさと納税制度」は、ふるさとに貢献したいという納税者の思いを大切にし、寄付先をご自身で選択していただける画期的な制度であることから、県と市町それぞれが地域の魅力を発信し、寄附の促進に取り組んでいくものと考えています。

一方で、滋賀という地域全体を「ふるさと」と思っていただけ取り組みも大切であり、県では、市町の皆さんと連携しながら、下記のとおり「ふるさと納税制度」を推進してまいります。

記

1 方針

県外に向けた情報発信に重点をおき、県と市町が協力して地域の魅力を発信することにより、相乗効果を発揮し、滋賀という地域全体を「ふるさと」と思っていただけ取り組みを進めます。

2 「マザーレイク滋賀ふるさと応援サイト」の開設(5月1日開設)

- ・ 制度の周知
- ・ 滋賀の魅力・情報の発信
- ・ 市町の情報の発信（市町ホームページへのリンク）

3 寄附条例の制定（9月議会提案予定）

寄附条例を制定し、寄附の透明性を高めるとともに、寄附者の意向を反映できる仕組みづくりを進めることとしています。

使いみちについては、県内外の方を対象に実施したアンケート調査の結果などをふまえて、次のような方向で検討しています。

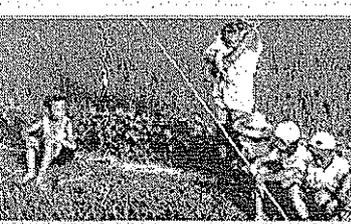
琵琶湖の総合保全（ヨシ群落の保全、水源の森づくりなど）、歴史・文化資産の保存と活用など

4 「(仮称)滋賀・琵琶湖ブランド」戦略の構築と情報発信

地域の個性や魅力などの情報発信や様々な資源の付加価値を高める取り組みを戦略的に行う地域ブランド戦略を構築し、あわせて情報発信を行うことにより、滋賀という地域への寄附を促進する。

マザーレイク滋賀ふるさと応援サイト ～みずと子どもたちの未来のために～

県の取り組み事例「棚田とその保全のための活動」を掲載しました。(平成20年7月8日)



滋賀県は、生命と水を大切に、子どもたちの未来のために、みなさんとともに様々な取り組みに挑戦していきます。

「ふるさと納税制度」を活用して、全国のみなさんの応援をお願いします。

県の取り組み事例

ふるさと納税制度

寄付のお申し込み



メール・マガジン

知事のメッセージ、イベント情報など



ニュースレター

滋賀県の話、観光情報など



動画配信

県政テレビ番組、知事の会見など



滋賀県の紹介

位置、シンボル、琵琶湖など



ふるさとへの思い(淡海の人)

滋賀県出身者へのインタビュー



リンク

各市町へのリンク集



マザーレイク滋賀ふるさと応援サイト
～みずと子どもたちの未来のために～

● リンク

県内26市町への応援もお願いします。

■ 各市町の寄付関連サイト

- 大津市
「ふるさと納税」制度を活かして、湖都大津のまちづくりへの支援をお願いします。
- [\[PDF\] 湖南市 \(PDF: 235KB\)](#)
住み続けたいくなるまち「きらめき湖南」を目指しています。応援してください！！
- 米原市
ヒロ・ヤマガタ氏と創るふるさとの米原駅づくりにあなたのエールを！
- 湖北町
四季折々の風景や動植物が楽しめる湖北町。皆さまのご支援をよろしくお願いします。
- 高島市
地域資源を活用し、人々が協力しあって楽しく、循環社会「環の郷」への取組にご協力を！

■ 各市町のトップページ

大津地域	大津市
南部地域	草津市 / 守山市 / 栗東市 / 野洲市
甲賀地域	甲賀市 / 湖南市
東近江地域	東近江市 / 近江八幡市 / 安土町 / 日野町 / 竜王町
湖東地域	彦根市 / 愛荘町 / 豊郷町 / 甲良町 / 多賀町
湖北地域	米原市 / 長浜市 / 虎姫町 / 湖北町 / 高月町 / 木之本町 / 余呉町 / 西浅井町
高島地域	高島市

ふるさと滋賀を応援してください！

～みずと子どもたちの未来のために～

Mother
Lake

滋賀県は、生命と水を大切に、子どもたちの未来のために、皆さんとともにさまざまな取り組みに挑戦していきます。「ふるさと納税制度」を活用して、全国の皆さんからの応援をお願いします。



<琵琶湖の北端、奥琵琶湖をのぞむ>



<ふなずしの材料 ニゴロブナ>



<棚田の風景（滋賀県高島市）>

ふるさと納税制度による寄付を活用して進める滋賀県の取り組みの一例を紹介します。

◇琵琶湖の総合保全

琵琶湖の水質の改善、生態系の多様性の回復、健全で豊かな森林づくりなどの保全・再生の取り組みを県民のみならずNPO、企業、行政が協働して行い、自然の持つ多面的な力を発揮できるようにします。



<造成されたヨシ帯（滋賀県湖北町）>



<琵琶湖上でのニゴロブナの放流>



<県民との協働による森づくり>

滋賀県では、寄付をしていただく方が、寄付金の使いみちについて、いくつかのメニュー（取り組み）の中から選択していただけるような仕組みづくりを進めています。平成20年秋には、上記以外の取り組みについてもご紹介させていただきます。

県内26市町への応援をお願いします。詳しくは「マザーレイク滋賀ふるさと応援サイト」まで
<http://www.pref.shiga.jp/ouen>

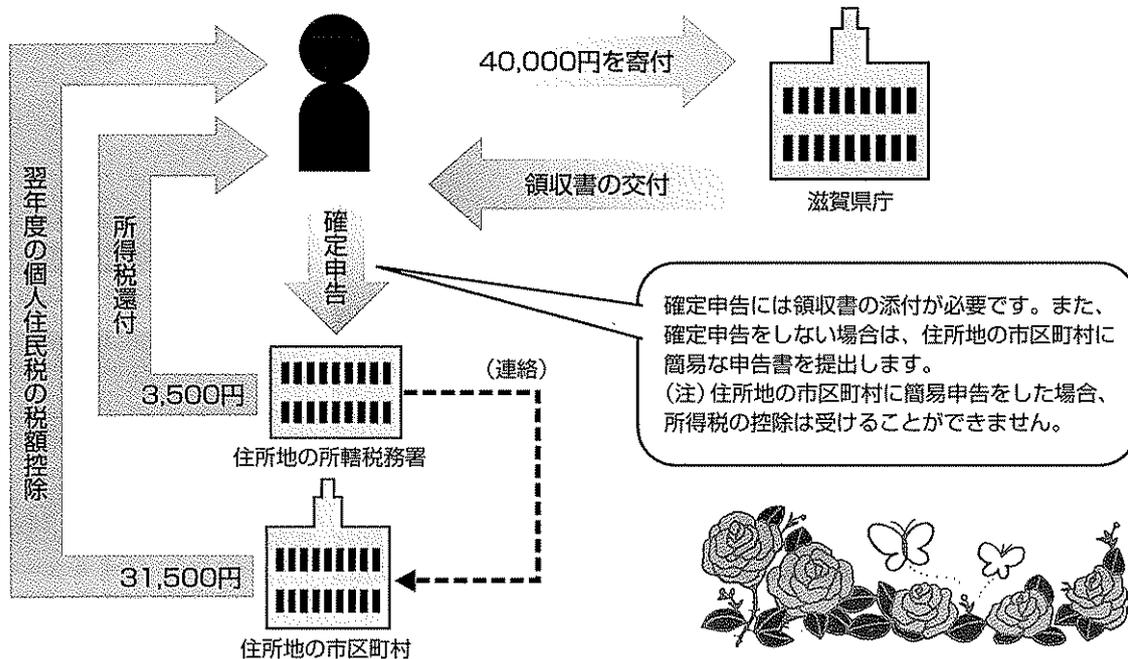
ふるさと納税制度とは

ふるさと納税制度とは、「ふるさとに貢献したい」、「ふるさとを応援したい」というあなたの思いを、地方公共団体（都道府県・市区町村）への寄付という形にさせていただくと、個人住民税が一定の限度額まで控除される制度です。寄付先は出身地に限らず、好きな都道府県や市区町村から自由によびべます。（所得税においても所得控除の対象となります。）

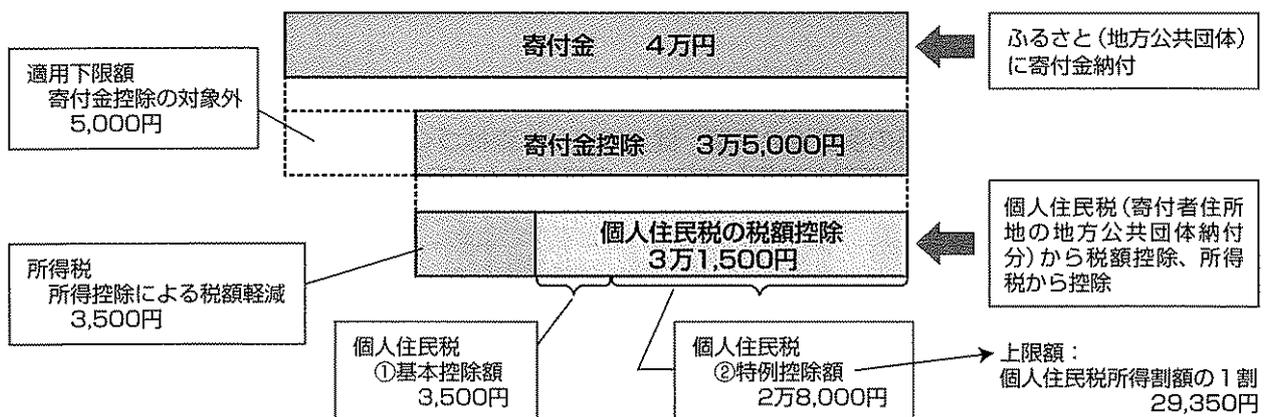
「ふるさと納税制度」の仕組み

寄付していただいた金額のうち、5,000円を超える分が個人住民税と所得税から控除されます。（ただし、一定以上の寄付金の場合、5,000円を超える額のうちの一部しか控除されません。）

イメージ：給与収入700万円て4人家族（夫婦と子ども2人）の世帯が滋賀県に4万円を寄付した場合
（所得税の限界税率 10% 個人住民税所得割額 293,500円）
所得税と個人住民税あわせて35,000円の税額が控除されます。



寄付金控除のイメージ



※所得税の寄付控除については住所地の税務署まで、個人住民税の寄付控除については住所地の市区町村までお問い合わせください。

お問合せ・寄付の申込

滋賀県企画調整課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL: 077-528-3312 FAX: 077-528-4830

E-Mail: ae00@pref.shiga.lg.jp

ホームページアドレス: <http://www.pref.shiga.jp/ouen>

全国に向けて滋賀の魅力を発信!

～ふるさと納税制度がはじまりました～

ふるさと納税制度とは

「ふるさとに貢献したい」「ふるさとを応援したい」という思いをもつ納税者のみなさんが、地方公共団体（都道府県や市町村）へ寄付をすると、個人住民税などが一定の限度額まで控除される制度です。寄付先は出身地に限らず、好きな都道府県や市町村から自由に出べます。

琵琶湖の保全などに役立てる予定です

県では、この制度で寄せられた寄付金を、かけがえない琵琶湖を未来の子どもたちに引き継いでいく取り組みなどに役立てていこうと考えています。全国から寄付をいただけるよう、現在、具体的な使いみちを検討しながら条例づくりを進めています。

あなたも滋賀県の魅力を発信!

県民のみならずには、県外にお住まいの滋賀県出身者やお知り合いの方に滋賀の魅力を積極的に伝えていただき、滋賀ファン、琵琶湖ファンを全国に増やしていくようご協力をお願いします。



【お問い合わせは】 県庁企画調整課

TEL 077-528-3312 FAX 077-528-4830 E ae00@pref.shiga.lg.jp

詳しくは県のホームページをご覧ください。

マザーレイクふるさと応援



災害対策専門研修「トップフォーラム in 滋賀」

- 1 日 時 平成20年8月11日（月）
13時30分から17時15分まで

- 2 場 所 コラボしが21 3階 大会議室
大津市打出浜2-1
077-511-1400

- 3 「トップフォーラム in 滋賀」カリキュラム
 - (1) 開講式
 - (2) 講義；最近の災害対応の教訓と自治体首長の役割
人と防災未来センター長 河田恵昭
 - (3) 講義；効果的な災害対応と本部長の役割 人と防災未来センター研究員
 - (4) 演習；ワークショップ
 - (5) 演習；模擬記者会見（被災者に向けたメッセージ）
 - (6) 閉講式

*トップフォーラム in 滋賀県は、人と防災未来センターとの共催で実施する災害対策専門研修であり、H18に徳島県、H19には鳥取県、秋田県で開催され、H20は滋賀県、新潟県、鹿児島県で開催されることになっています。自治体トップの専門研修ですが、開講式から閉講式までをマスコミ公開により実施することとしています。

「トップフォーラム in 滋賀」
2008年8月11日(月)

	時 間	内 容
第1部 講義	13:30-13:35 (05)	開 講 式 滋賀県知事 嘉田由紀子
	13:35-14:25 (50)	最近の災害対応の教訓と自治体首長の役割 (琵琶湖西岸断層、風水害/河川整備の課題等) センター長 河田 恵昭
	14:25-14:40 (15)	効果的な災害対応と本部長の役割 人と防災未来センター 研究主幹 越山健治
	14:40-14:50 (10)	休 憩
第2部 演習	14:50-16:40 (110)	ワークショップ 14:50-15:10 阪神・淡路大震災の映像 15:10-15:15 演習オリエンテーション 15:15-15:45 ①現状把握・②今後の状況予測 15:45-16:30 ③達成目標と④対応方針の決定 16:30-16:40 メッセージ内容の決定 各グループ(A市災害対策本部1~5班+県災害対策本部1班)
	16:40-16:55 (15)	記者会見(被災者に向けたメッセージ発信) 3分×5班 各グループ1名
	16:55-17:10 (15)	災害時の首長のメッセージに求められるもの 人と防災未来センター 研究調査員 高橋淳夫
	17:10-17:15	閉 講 式 人と防災未来センター 副センター長

※講師の都合等により、一部変更することがあります。

福祉医療制度検討会の状況について

1. 本検討会の目的

福祉医療制度が自助、共助、公助のバランスのとれた持続的・安定的なよりよい制度となるよう検討する。

2. 検討会の運営

(1) 委員構成

学識経験者：1名

市町委員：8名（各市町福祉医療主管部課長）

県委員：7名

(2) 開催経過

第1回会議 平成20年5月27日（火） 10:00～12:00

第2回会議 平成20年6月25日（水） 10:00～12:00

第3回会議 平成20年7月15日（火） 10:00～12:00

(3) 主要な論点（議題）

第1回会議

- ・ 県の福祉医療費助成制度の現状等について
- ・ 福祉医療制度の課題の抽出等について

第2回会議

- ・ 制度運営上の課題について
- ・ 福祉医療制度のよりよい姿について

第3回会議

- ・ 福祉医療制度検討会のまとめについて

3. 検討の内容について

(1) 制度運営上の課題

障害者入所施設の住所地特例について

取組の方向 平成21年8月の住所地特例の導入に向け、別途調整を行う。

健康保険法等改正に伴う低所得老人の福祉医療費について

取組の方向 国の動向を注視しつつ、年齢による逆転現象を回避すべきではないか。

長寿医療制度に伴う重度心身障害者等の福祉医療費について

取組の方向 引き続き制度周知に努めつつ、「選択可能」な制度の維持が望まれる。

(2) 福祉医療制度のよりよい姿

セーフティネットの確保について

制度の安定的運営について